



公共入札と独占禁止法

〔「公共入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kokyonyusatsu.html>〕

公正取引委員会事務総局
九州事務所



はじめに
指針の趣旨・構成等

入札談合

- ◎ 入札は、入札参加者間の競争を通じて受注者や受注価格等を決定しようとするもの
→ 予算の適正かつ効率的な執行により、納税者にとって利益の最大化や負担軽減につながる。
- ◎ 入札談合は、入札参加者があらかじめ受注予定者や最低入札価格等を決定することによって入札により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するもの
→ 入札制度の実質を失わしめるものであるとともに、競争制限行為を禁止する独占禁止法の規定に違反する行為。

指針の趣旨

入札に係る事業者及び事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止を図るとともに、事業者及び事業者団体の適正な活動に役立てようとするもの。

指針の構成等:① 構成

第一 独占禁止法の規定の概要

- 1 禁止されている行為
- 2 違反行為に対する措置等
 - (1) 排除措置
 - (2) 課徴金
 - (3) 刑罰
 - (4) 損害賠償

第二 実際の活動と独占禁止法

- 1 受注者の選定に関する行為
- 2 入札価格に関する行為
- 3 受注数量等に関する行為
- 4 情報の収集・提供、経営指導等

どのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることになるかについて説明。

実際の活動に即して、独占禁止法における基本的な考え方を示した上で、違法性を判断する際の参考となるよう、4つの活動類型について、それぞれ、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」を例示。

原則として違反となるもの

過去の法的措置事案における違反行為の内容に基づいて、原則として違反となると考えられる行為。併せて、これらの行為との関連で、入札談合防止の観点から特に留意すべき事項についても記載しています。

違反となるおそれがあるもの

過去の法的措置事案における違反行為及び違反行為に関連して認定された事実を踏まえて、違反行為に伴って行われるおそれがある又は違反行為につながるおそれがある行為。

原則として違反とならないもの

それ自体では原則として違反とならないと考えられる行為。

(注) 本指針中で挙げている参考例はあくまでも類型化された例示であり、参考例に付された具体例は各参考例の行為や問題点についての具体的な理解を助けるための例示です。

指針の対象となる入札等

- ◎ 本指針は、国、地方公共団体及びこれらに準ずる者(特殊法人、地方公社、外国政府機関、国際機関等)が法令等に基づいて行う入札等を念頭に置いたものであり、その考え方は、随意契約に伴う見積り合わせについても当てはまります。
- ◎ 本指針は、基本的に調達の場合に即して記載しており、売払い等については、分かりやすさのため必要がある場合にのみ、その態様に即した記載を付しています。
- ◎ 本指針中の事業者団体が行う行為の記載は、事業者団体が構成事業者にその行為を行わせる趣旨も含みます(例えば、「事業者団体が受注予定者を決定すること」の記載には、「事業者団体が構成事業者に受注予定者を決定させること」の趣旨も含まれます。)。
- ◎ 本指針中の「中小企業者の団体が行う行為」の記載は、主として中小企業者の団体が、構成員である中小企業者を対象として行う活動を念頭に置いたものです。
- ◎ 本指針中に示されていない入札に関する活動や入札を経ない調達に関する活動を含め、具体的な行為が違反となるかどうかについては、個々の事案ごとに判断されます。



第一 独占禁止法の規定の概要

【再掲】指針の構成等:① 構成

第一 独占禁止法の規定の概要

- 1 禁止されている行為**
- 2 違反行為に対する措置等**
 - (1) 排除措置
 - (2) 課徴金
 - (3) 刑罰
 - (4) 損害賠償

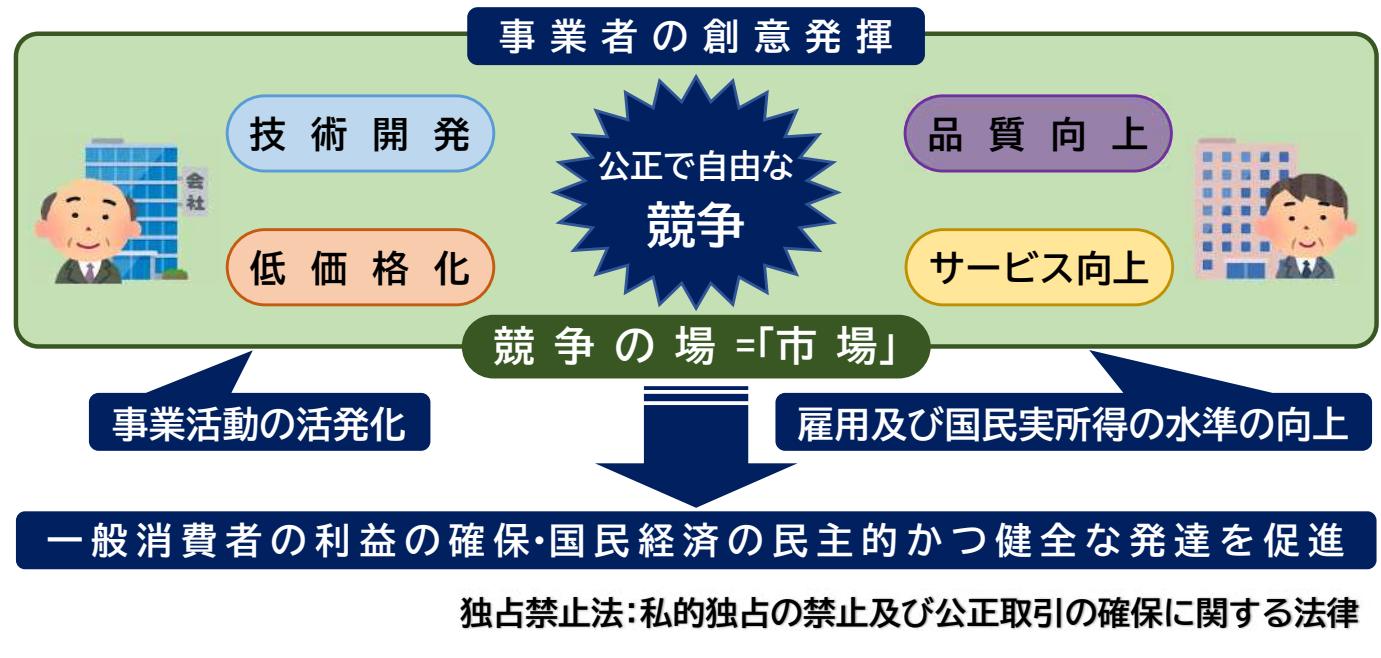
第二 実際の活動と独占禁止法

- 1 受注者の選定に関する行為
- 2 入札価格に関する行為
- 3 受注数量等に関する行為
- 4 情報の収集・提供、経営指導等

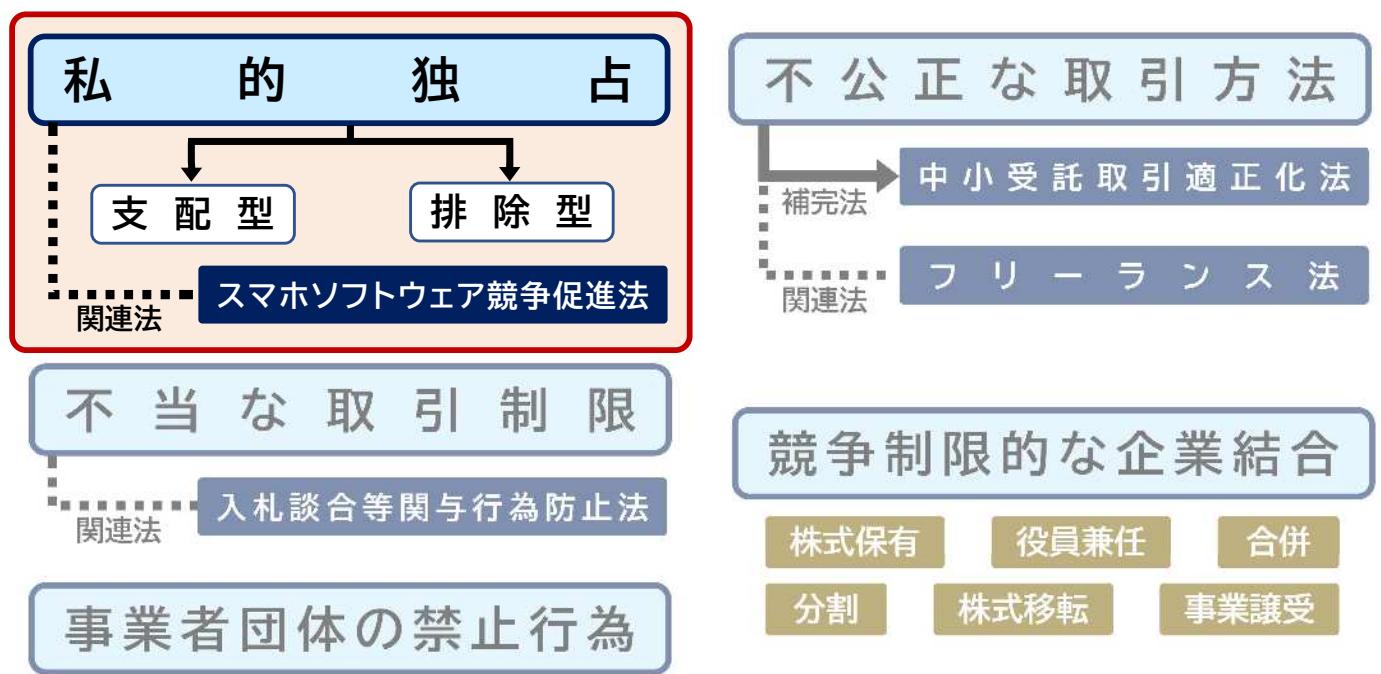
どのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることになるかについて説明。

実際の活動に即して、独占禁止法における基本的な考え方を示した上で、違法性を判断する際の参考となるよう、4つの活動類型について、それぞれ、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」を例示。

公正で自由な競争を妨げる行為を禁止！



禁止されている行為(概観)



私的独占とは？

不当な手段(排除・支配)によって市場を独占し、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。→ 第3条前段で禁止

(※ シェア100%という「状態」そのものを禁止するものではありません。)



10

【再掲】独占禁止法で禁止される行為(概観)

私 的 独 占

支配型

排除型

関連法

スマホソフトウェア競争促進法

不公正な取引方法

補完法

中小受託取引適正化法

関連法

フリーランス法

不 当 な 取 引 制 限

関連法

入札談合等関与行為防止法

事 業 者 団 体 の 禁 止 行 為

競争制限的な企業結合

株式保有

役員兼任

合併

分割

株式移転

事業譲受

11

不当な取引制限とは？

複数の事業者や事業者団体等が、相互に価格や供給数量等を制限し、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。 → 第3条後段で禁止
カルテル（価格、数量、顧客、設備などの協定）や入札談合（受注調整）が典型。

国や地方公共団体などが発注する工事や物品調達等の入札・見積り合わせ等において、当該入札等の参加者が事前に調整を行い、受注予定業者や受注予定金額等を決めてしまう行為。

今回は御社に譲りますが、
次回はよろしく。

今回は当社が落札する番です。
当社より高値で入札して下さい。

前回落札させてもらったので、
今回は協力しますよ。



12

【再掲】独占禁止法で禁止される行為（概観）

私的独占

支配型

排除型

関連法

スマホソフトウェア競争促進法

不公正な取引方法

補完法

中小受託取引適正化法

関連法

フリーランス法

不当な取引制限

関連法

入札談合等関与行為防止法

事業者団体の禁止行為

競争制限的な企業結合

株式保有

役員兼任

合併

分割

株式移転

事業譲受

13

事業者団体とは、「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体」をいい、社団(社団法人等)、財団(財団法人等)、組合、契約による結合体の形態のものを含みます。

ただし、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として事業活動を行っているもの(≠事業者)は含まれません。

☞ 例えば、「構成事業者間の親睦を深める」といった目的も「事業者としての共通の利益を増進すること」に当たります。他方、事業者としての共通の利益の増進を目的に含まない学術団体、社会事業団体、宗教団体等は事業者団体に当たりません。

具体的には、○○工業会、○○協会、○○協議会、○○組合のほか、○○連合会といった団体の連合体などが該当します。



事業者団体の禁止行為(第8条で禁止)

[第1号] 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

例: 会員の販売価格の統一、会員の取引数量の制限、会員の取引先や営業地域の指定

[第2号] 不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する国際協定又は国際契約をすること

例: 国際的な価格協定や市場分割協定、排他的な国際契約による並行輸入妨害

[第3号] 一定の事業分野における事業者の数を制限すること

例: 加入拒否による新規事業者の参入妨害

[第4号] 構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること

例: 会員の販売方法の制限、会員の広告方法の制限、会員に対する自主規制遵守の強制※

[第5号] 事業者に不公正な取引方法をさせること

例: 会員の仕入先に対する非会員や安売業者への出荷停止の要求

※ 自主規制が、競争を阻害するおそれのないことが明白な内容である場合を除く。

私 的 独 占

支配型

排除型

関連法 スマホソフトウェア競争促進法

不公正な取引方法

補完法

中小受託取引適正化法

関連法

フリーランス法

不 当 な 取 引 制 限

関連法 入札談合等関与行為防止法

事業者団体の禁止行為

競争制限的な企業結合

株式保有

役員兼任

合併

分割

株式移転

事業譲受

不公平な取引方法とは？

公正な競争を阻害するおそれがある行為(次の1~3) ➡ 第19条で禁止

- 1 自由な競争が制限されるおそれ(取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束など)
- 2 競争手段そのものが公正ではない(ぎまん的顧客誘引、抱き合わせ販売など)
- 3 自由な競争の基盤を侵害するおそれ(優越的地位の濫用)

◎ 第2条第9項第1号～第5号に該当する行為。

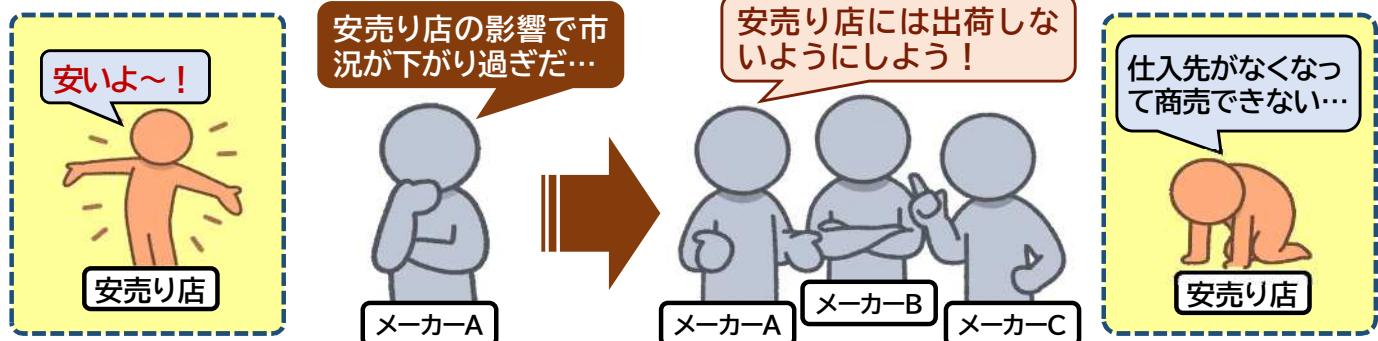
【第1号】共同の取引拒絶(供給)、【第2号】差別対価(供給)※、【第3号】不当廉売(原則違法)※、【第4号】再販売価格の拘束、【第5号】優越的地位の濫用

◎ 第2条第9項第6号イ～へのいずれかに該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの(一般指定)。

①共同の取引拒絶(需要)、②不当な取引拒絶、③不当な差別対価、④取引条件等の差別取扱い、⑤事業者団体における差別的取扱い等※、⑥不当廉売※、⑦不当高価格購入※、⑧ぎまん的顧客誘引、⑨不当な利益による顧客誘引、⑩抱き合わせ販売、⑪排他条件付取引、⑫拘束条件付取引、⑬取引相手の役員選任への不当干渉、⑭競争者に対する取引妨害、⑮競争会社に対する内部干渉

※ 【第2号】・【第3号】及び一般指定⑤～⑦は、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」が対象。

【例】一般指定1項(共同の取引拒絶)



メーカーが共同して、安売りをする流通業者を排除するために、安売り業者に対する商品の供給を拒絶し、又は制限することは、これによって市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合※であっても、原則として不公正な取引方法(一般指定1項「共同の取引拒絶」)に該当し、独占禁止法第19条違反になります。

※ 取引を拒絶される事業者が市場から排除されることによって、市場における競争が実質的に制限される場合は、当該行為は不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反します。

【再掲】独占禁止法で禁止される行為(概観)

私的独占

支配型

排除型

関連法

スマホソフトウェア競争促進法

不公正な取引方法

補完法

中小受託取引適正化法

関連法

フリーランス法

不当な取引制限

関連法

入札談合等関与行為防止法

事業者団体の禁止行為

競争制限的な企業結合

株式保有

役員兼任

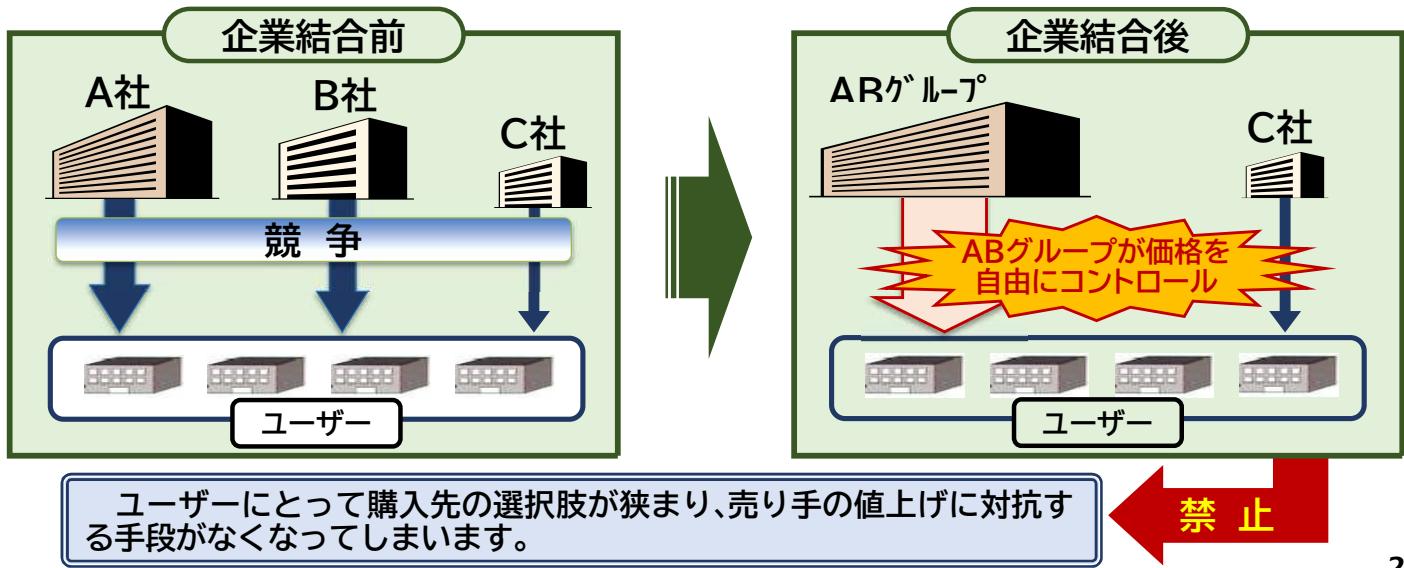
合併

分割

株式移転

事業譲受

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合(合併、株式保有等)を禁止しています。また、一定の売上規模等の条件を満たす企業結合に届出又は報告の義務を課して、事前に審査しています。



【参考】企業結合計画の届出基準

原則として、届出受理日から30日を経過するまでは、計画の実行が禁止されます。

形態(関係法条)		届出を要する場合の基準
株式取得(10条)		①国内売上高合計額※200億円超の会社が ②子会社分を合計した国内売上高が50億円超の会社が ③株式取得により議決権保有割合が20%又は50%を超えることとなる場合
合併(15条) 共同株式移転(15条の3)		①国内売上高合計額200億円超の会社と ②国内売上高合計額50億円超の会社が ③合併又は共同株式移転をする場合
分割 (15条の2)	共同新設分割	①国内売上高合計額200億円超の会社と ②国内売上高合計額50億円超の会社が ③新設する会社に事業の全部を承継させる場合 等
	吸収分割	①国内売上高合計額200億円超の会社が ②国内売上高合計額50億円超の会社に ③その事業の全部を承継させる場合 等
事業等譲受け(16条)		①国内売上高合計額200億円超の会社が ②国内売上高30億円超の会社から ③事業の全部の譲受けをする場合 等

※当事会社及びその子会社並びに当事会社の最終親会社及びその子会社の国内売上高を合算した金額。

第一 独占禁止法の規定の概要

1 禁止されている行為

2 違反行為に対する措置等

- (1) 排除措置
- (2) 課徴金
- (3) 刑罰
- (4) 損害賠償

第二 実際の活動と独占禁止法

- 1 受注者の選定に関する行為
- 2 入札価格に関する行為
- 3 受注数量等に関する行為
- 4 情報の収集・提供、経営指導等

どのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることになるかについて説明。

実際の活動に即して、独占禁止法における基本的な考え方を示した上で、違法性を判断する際の参考となるよう、4つの活動類型について、それぞれ、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」を例示。

違反に対する措置(法的措置①)

排除措置命令

違反行為を速やかに排除するよう命じる行政処分。

例えば、入札談合事件では次のような排除措置が命じられます。

- ① 受注予定者決定に係る**協定(基本合意)の破棄**
- ② 協定を守るための実効性確保手段の破棄、会合の廃止や団体の解散
- ③ 協定を破棄した旨の周知
- ④ 将来、**同様の行為を行わないこと**(不作為命令)
- ⑤ 独占禁止法の遵守についての行動指針の作成等

課徴金納付命令

不当な取引制限、私的独占等を行った企業や団体構成員に対して、一定の算式に従って計算された金額を**「課徴金」として国庫に納める**よう命じる行政処分。

課徴金額

=

対象商品・役務の売上額※
(算定期間: 最長10年)

×

算定率

+

財産上の利益
(談合金等)

※不当な取引制限及び支配型私的独占には密接に関連する業務の対価の額を加算。

【参考】課徴金の算定率

違反の行為類型	算定率
不当な取引制限	10%
支配型私的独占	10%
排除型私的独占	6%
共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束	3%
優越的地位の濫用	1%

違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業の場合4%

「再度の違反」(下表参照)が対象

継続行為が対象

算定率の割増(私的独占・不当な取引制限が対象)

割増内容	割増率
【再度の違反】公取委の調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合	5割増
【主導的役割】入札談合事件における幹事会社など、違反行為において主導的な役割を果たした場合	

「再度の違反」と「主導的役割」の両方が認められれば、算定率は、合算されて2倍(10割増)になります。



24

【参考】課徴金減免制度・調査協力減算制度

違反事業者が自らの違反事実を公取委に報告(電子メールによる減免申請)した場合、申請順位に応じた減免率により課徴金が免除又は減額される。

さらに、実態解明への協力度合いに応じて減免率が減算される(調査協力減算制度)。

課徴金減免率

申請時期	申請順位に応じた減免率	減算率	適用減免率
調査開始前	1位	100%	全額免除
	2位	20%	
	3~5位	10%	
	6位以下	5%	
調査開始後	最大3社※	10%	最大30%
	上記以下	5%	

※ 調査開始前を含めて最大5社までに適用(例えば、調査開始前に4社の申請があった場合には、1社のみに最大30%の減免が適用される。)。

25

確約計画の認定(平成30年12月施行)

◎ 独占禁止法違反の疑いについて、公取委と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続。

→ 公取委からの通知を受けた事業者は、違反の疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置等を記載した確約計画を作成し、公取委に提出して、その認定を申請。



計画が認定されると、排除措置命令や課徴金納付命令が行われない。

◎ 確約手続の対象外となる事案(「確約手続に関する対応方針」H30.9.26公表)

- ① 入札談合、価格カルテル等※の事案、
- ② 過去10年以内に法的措置を受けたものと同じ類型の事案、
- ③ 刑事告発相当の事案

の3つの場合については、違反を認定して排除措置命令などの法的措置を探ることによって厳正に対処する必要があることから、運用上、確約手続の対象としないこととされています。

※ 一般に「ハードコアカルテル」と呼ばれます。

警 告

独占禁止法に違反するおそれのある行為があるか、あったと認められる場合に、その行為の取りやめや、その行為を再び行わないようにすることその他必要な改善を指示する行政指導。



注 意

将来的に独占禁止法違反につながるおそれがあると認められる場合に、その行為が独占禁止法違反行為につながるおそれがある事実を迅速に伝え、独占禁止法違反が行われることを未然に防ぐために行う処理。

公取委の審査開始後に、違反被疑事業者が自発的に改善措置を講じて独占禁止法違反の疑いがある状態が解消されたと認められた場合には、その事件の審査を終了することもあります。



公正取引委員会の告発方針(H2.6.20公表)

- ◎ 国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる**悪質・重大な事案**
- ◎ 行政処分では**目的が達成できない事案**

検事総長に**告発**(第74条)

第3条、第8条第1号違反(事業者)：5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金
 第8条第4号違反(事業者)：2年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
 上記違反の両罰規定(法人・団体等)：5億円以下の罰金

このほか、**違反の計画又は存在を知り、その防止やは是正に必要な措置を講じなかった**法人の代表者又は事業者団体の役員、構成事業者等に対しても、500万円以下(第8条第1号違反)又は300万円以下(第8条第2～4号違反)の罰金刑が科されます。



28

【参考】損害の回復等

損害を被った需要者等からのペナルティ

◎ 損害賠償請求

民法704条
【悪意の受益者の返還義務等】



民法709条
【不法行為による損害賠償】

◎ 契約上の違約金条項に基づく**違約金**◎ 入札への**参加拒否・指名停止**

など…

独占禁止法にも「差止請求」や「無過失損害賠償責任」(故意・過失の有無に関わらず損害賠償責任を負うもの)の規定があります。



29



第二 実際の活動と独占禁止法

【再掲】指針の構成等:① 構成

第一 独占禁止法の規定の概要

- 1 禁止されている行為
- 2 違反行為に対する措置等
 - (1) 排除措置
 - (2) 課徴金
 - (3) 刑罰
 - (4) 損害賠償

第二 実際の活動と独占禁止法

- 1 受注者の選定に関する行為**
- 2 入札価格に関する行為
- 3 受注数量等に関する行為
- 4 情報の収集・提供、経営指導等

どのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることになるかについて説明。

実際の活動に即して、独占禁止法における基本的な考え方を示した上で、違法性を判断する際の参考となるよう、4つの活動類型について、それぞれ、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」を例示。

(1) 考え方《1 受注者の選定に関する行為》

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定すること※は、入札制度の機能を損なうものであるとともに、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

「決定」について

- ◎ 具体的な手段や方法の如何を問いません。
- ◎ 明示の決定に限られるものではなく、受注予定者又は受注予定者の選定方法に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足ります。

「違反」の判断について

- ◎ 行為が行われた理由の如何を問いません。
→ 対象となる商品又は役務の質を確保するためとか、受注の均等化を図るためとか、各事業者の営業活動や既往の受注との継続性や関連性を尊重するためといった理由によって正当化されるものではありません。
- ◎ 第三者による受注予定者の推奨があった場合でも、当事者間でその推奨に従うことを決定すれば、受注予定者の決定に当たります。

※ 入札に際してあらかじめ受注すべき者を特定し、その者が受注できるようにすることです。

(2) 参考例《1 受注者の選定に関する行為》

原則として違反となるもの

1-1 (受注予定者等の決定)

留意事項

- ア 違反となるおそれが強い行為
 - 1-1-1 (受注意欲の情報交換等)
 - 1-1-2 (指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供等)
- イ 1-1による違反行為に含まれる行為
 - 1-1-3 (入札価格の調整等)
- ウ 決定を容易又は強化等する行為(独立で違反となる場合がある)
 - 1-1-4 (他の入札参加者等への利益供与)
 - 1-1-5 (受注予定者の決定への参加の要請、強要等)

違反となるおそれがあるもの

- 1-2 (指名や入札参加予定に関する報告)
- 1-3 (共同企業体の組合せに関する情報交換)
- 1-4 (特別会費、賦課金等の徴収)

原則として違反とならないもの

- 1-5 (発注者に対する入札参加意欲等の説明)
- 1-6 (自己の判断による入札辞退)

1-1（受注予定者等の決定）

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定すること。

具体例

◎ Xほか建設業者事件（平成4年（勧）第16号）

甲県が指名競争入札により発注する土木一式工事について、指名を受けた者による会合等で話し合いを行い、PRチラシ（受注を希望する者が、あらかじめ、工事ごとに、工事箇所、近隣の工事実績等を記載して提出した書面）の提出の有無、提出の時期及び記載内容の正確度、当該工事に関する過去の工事実績等の要素を勘案して、あらかじめ、受注を希望する者の中から受注予定者を決定し、指名を受けた者は受注予定者が受注できるよう協力する等の合意の下に、受注予定者を決定していたことが、法第3条（不当な取引制限の禁止）違反とされた。

1-1（受注予定者等の決定）

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定すること。

留意事項

ア 違反となるおそれがある行為

◎ 受注予定者を決定するための手段となる。

◎ 受注予定者に関する暗黙の了解又は共通の意思の形成につながる蓋然性が高い。

1-1-1（受注意欲の情報交換等）

入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関する受注実績等受注予定者の選定につながる情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

1-1-2（指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供等）

事業者が共同して又は事業者団体が、過去の入札における個々の事業者の指名回数、受注実績等に関する情報を、今後の入札の受注予定者選定の優先順位に係る目安となるような形で整理し、入札に参加しようとする事業者に提供すること。

1-2（指名や入札参加予定に関する報告）

事業者間で又は事業者団体が、各事業者に対して、指名競争入札に係る指名を受けたことや入札への参加の予定について報告を求める。

問題点

- ◎ 受注予定者決定のために入札参加者を把握しようとして行われることが多い。

1-3（共同企業体の組合せに関する情報交換）

共同企業体により入札に参加しようとする事業者が、単体又は他の共同企業体により当該入札に参加しようとする他の事業者との間で、当該入札への参加のための共同企業体の結成に係る事業者の組合せに関して、情報交換を行い、又は事業者団体が、かかる情報交換を促進すること(4-9に該当するものを除く。)。

問題点

- ◎ 受注予定者決定のための情報交換に転化することが多い。
- ◎ 事業者団体が行うことは、それ自体独立で違反となる場合がある。

1-5（発注者に対する入札参加意欲等の説明）

事業者が、指名競争入札において、指名以前の段階で、制度上定められた発注者からの要請に応じて、他の事業者や事業者団体と連絡・調整等を行うことなく、自らの入札参加への意欲、技術情報(類似業務の実績、技術者の内容、当該発注業務の遂行計画等)等を発注者に対して説明すること。

1-6（自己の判断による入札辞退）

指名競争入札において、指名を受けた事業者が、他の事業者や事業者団体と連絡・調整等を行うことやそれから要請等を受けることなく、自己の事業経営上の判断により、入札を辞退すること。

第一 独占禁止法の規定の概要

- 1 禁止されている行為
- 2 違反行為に対する措置等
 - (1) 排除措置
 - (2) 課徴金
 - (3) 刑罰
 - (4) 損害賠償

第二 実際の活動と独占禁止法

- 1 受注者の選定に関する行為
- 2 入札価格に関する行為**
- 3 受注数量等に関する行為
- 4 情報の収集・提供、経営指導等

どのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることになるかについて説明。

実際の活動に即して、独占禁止法における基本的な考え方を示した上で、違法性を判断する際の参考となるよう、4つの活動類型について、それぞれ、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」を例示。

38

(1) 考え方《2 入札価格に関する行為》

事業者が共同して又は事業者団体が、**最低入札価格(契約の目的によっては最高入札価格)**、**受注予定価格等又はそれらの設定の基準となるもの**(以下「最低入札価格等」という。)を決定することは、入札制度の機能を損なうものであるとともに、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり**原則として違反**となる。

「決定」について

- ◎ 明示の決定に限られるものではなく、最低入札価格等に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足ります。

「違反」の判断について

- ◎ 行為が行われた理由の如何を問いません。
→ **妥当な価格水準にするため**とか、対象となる商品又は役務の**質を確保するため**とか、**不当な低価格受注を防止するため**といった理由によって正当化されるものではありません。

39

(2) 参考例《2 入札価格に関する行為》

原則として違反となるもの

2-1 (最低入札価格等の決定)

留意事項

違反となるおそれがある行為

2-1-1 (入札価格の情報交換等)

違反となるおそれがあるもの

2-2 (入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等)

原則として違反とならないもの

2-3 (積算基準についての調査)

2-4 (標準的な積算方法の作成等)

抜粋：2-1 [留意事項]

2-1 (最低入札価格等の決定)

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る**最低入札価格等**を決定すること。

留意事項

違反となるおそれがある行為

- ◎ 最低入札価格等を決定するための手段となる。
- ◎ 最低入札価格等に関する暗黙の了解又は共通の意思の形成につながる蓋然性が高い。

2-1-1 (入札価格の情報交換等)

入札に参加しようとする事業者が、**当該入札での入札価格に関する情報**について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

2-2（入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等）

入札の対象となる商品又は役務の価格水準や価格動向に関する情報について、発注者からその予定価格の積算に資するための情報提供の依頼を受ける等して、当該入札に参加しようとする事業者間で情報交換を行い、又は事業者団体が、それら事業者との間で情報を収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

問題点

- ◎ 入札価格についての情報の収集・提供、情報交換等に転化することが多い。
- ◎ 発注者が予定価格の算定の基礎に用いることを認識する等しながら、事業者が共同して又は事業者団体が、商品又は役務の価格について発注者に情報提供する内容を決定することも、価格制限行為につながる。

【再掲】指針の構成等：① 構成

第一 独占禁止法の規定の概要

- 1 禁止されている行為
- 2 違反行為に対する措置等
 - (1) 排除措置
 - (2) 課徴金
 - (3) 刑罰
 - (4) 損害賠償

第二 実際の活動と独占禁止法

- 1 受注者の選定に関する行為
- 2 入札価格に関する行為
- 3 受注数量等に関する行為
- 4 情報の収集・提供、経営指導等

どのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることになるかについて説明。

実際の活動に即して、独占禁止法における基本的な考え方を示した上で、違法性を判断する際の参考となるよう、4つの活動類型について、それぞれ、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」を例示。

(1) 考え方《3 受注数量等に関する行為》

数量等の条件を含んで行われる入札において、事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注の数量、割合等を決定することは、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

「決定」について

- ◎ 明示の決定に限られるものではなく、受注の数量、割合等に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足ります。

「違反」の判断について

- ◎ 行為が行われた理由の如何を問いません。

(2) 参考例《3 受注数量等に関する行為》

原則として違反となるもの

- 3-1 (受注数量、割合等の決定)

原則として違反とならないもの

- 3-2 (官公需受注実績等の概括的な公表)

3-1（受注数量、割合等の決定）

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注の数量、割合等を決定すること。

具体例

◎ Xほか絹織物販売業者事件（昭和25年(判)第14号）

甲公団保有の輸出絹織物在庫品の国内処分としての競争入札に当たり、入札参加者25社中の10社が、最低入札数量である全量の10分の1をそれぞれ落札すること及びその際の入札価格を決定したことが、法第3条（不当な取引制限の禁止）違反とされた。

3-2（官公需受注実績等の概括的な公表）

事業者団体が、関連する官公需の全般的な動向の把握のために、構成事業者から官公需の受注実績に関して個別の受注に係る情報を含まない概括的な情報を任意に徴し、又は発注者が発注実績若しくは今後の発注予定について公表した情報を収集し、関連する官公需全般に係る受注実績又は今後の需要見通しについて個々の事業者に係る実績又は見通しを示すことなく概括的に取りまとめて公表すること。

【再掲】指針の構成等：① 構成

第一 独占禁止法の規定の概要

- 1 禁止されている行為
- 2 違反行為に対する措置等
 - (1) 排除措置
 - (2) 課徴金
 - (3) 刑罰
 - (4) 損害賠償

第二 実際の活動と独占禁止法

- 1 受注者の選定に関する行為
- 2 入札価格に関する行為
- 3 受注数量等に関する行為
- 4 情報の収集・提供、経営指導等**

どのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることになるかについて説明。

実際の活動に即して、独占禁止法における基本的な考え方を示した上で、違法性を判断する際の参考となるよう、4つの活動類型について、それぞれ、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」を例示。

(1) 考え方《4 情報の収集・提供、経営指導等》

- 事業者団体が、入札制度一般に関する情報若しくは資料の収集・提供を行うことは、原則として違反となるものではない。
- 入札に参加しようとする事業者の所属する団体が、当該入札に関して、情報を収集・提供し、又はそれら事業者間の情報交換を促進することについては、競争制限(阻害)的な行為につながるような場合又はそのような行為の手段・方法となるような場合には独占禁止法上問題となる。
- 入札に参加しようとする事業者が当該入札に関する情報を相互に交換するようなことは、独占禁止法上問題となり得る。
- 経営指導の形態を採っていても、入札に参加しようとする事業者の所属する団体が、当該入札に係る事業者の活動に関して指導を行うようなときには、入札価格についての目安を与えたり、受注予定者の決定への参加を要請する等の競争制限(阻害)的な行為につながりやすい。
- 入札制度一般の内容や運用に関して要望又は意見の表明を行うことは、その限りにおいては、事業者が共同して又は事業者団体が行っても、問題とならない。
- 事業者が、発注者に対して、特定の入札に関係なく、技術に関する情報の一般的な説明を行うことも、その限りにおいては、問題とならない。

(2) 参考例《4 情報の収集・提供、経営指導等》

原則として違反となるもの

受注予定者等の決定行為に関する留意事項

違反となるおそれがある強い行為

1-1-1 (受注意欲の情報交換等)…前掲

1-1-2 (指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供等)…前掲

最低入札価格等の決定行為に関する留意事項

違反となるおそれがある強い行為

2-1-1 (入札価格の情報交換等)…前掲

違反となるおそれがあるもの

4-1 (指名や入札参加予定に関する報告)…前掲(1-2)

4-2 (共同企業体の組合せに関する情報交換)…前掲(1-3)

4-3 (入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等)…前掲(2-2)

原則として違反とならないもの

- 4-4 (入札に関する一般的な情報の収集・提供)
- 4-5 (官公需受注実績等の概括的な公表)…前掲(3-2)
- 4-6 (平均的な経営指標の作成・提供)
- 4-7 (入札物件の内容、必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供)
- 4-8 (経常共同企業体の組合せに関する情報提供)
- 4-9 (共同企業体の相手方の選定のための情報聴取等)
- 4-10 (発注者に対する入札参加意欲等の説明)…前掲(1-5)
- 4-11 (標準的な積算方法の作成等)…前掲(2-4)
- 4-12 (経常共同企業体の運営に関する指針の作成・提供)
- 4-13 (積算基準についての調査)…前掲(2-3)
- 4-14 (独占禁止法についての知識の普及活動)
- 4-15 (契約履行の必要性に関する啓蒙等)
- 4-16 (国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明)
- 4-17 (発注者に対する技術に関する情報の一般的な説明)

抜粋: 4-6、4-9、4-16

4-6 (平均的な経営指標の作成・提供)

事業者団体が、構成事業者から、財務指標、従業員数等経営状況に関する情報で通常秘密とされていない事項について、情報を任意に徴し、これに基づいて平均的な経営指標を作成し、提供すること。

なお、構成事業者がこれらの情報を公表している場合、あるいは公表について構成事業者の事前の了解を得ている場合は、構成事業者別にこれらの情報を取りまとめて公表することもできる。

4-9 (共同企業体の相手方の選定のための情報聴取等)

事業者が、入札に参加するための共同企業体の結成に際して、相手方となる可能性のある事業者との間で、個別に、相手方の選定のために必要な情報を徴し、又は共同企業体の結成に係る具体的な条件に関して、意見を交換し、これを設定すること(受注予定者の決定につながるようなことを含まないものに限る。)。

4-16 (国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明)

事業者が共同して又は事業者団体が、入札制度一般の内容や運用について、国、地方公共団体等に対して、要望又は意見の表明を行うこと。



本日のおさらい（演習問題）

問1 落札価格の低落防止

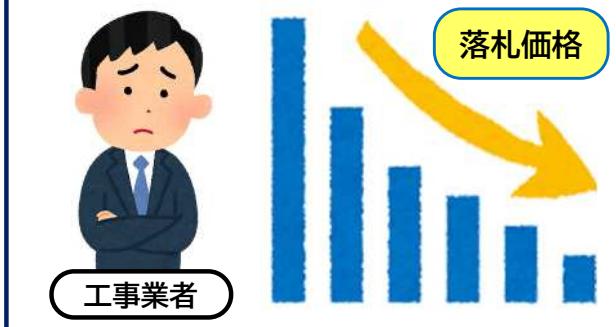
入札参加業者の行為(コマ③・④)について、独占禁止法上問題がなければ「○」、問題があれば「×」で回答してください。

- ① B市は、市内の道路整備に係る土木一式工事(本件工事)について、指名競争入札の方法で、順次発注していた。



入札公示
・土木一式工事(第〇工区)
・指名競争入札
・予定価格及び最低制限価格は事後公表

- ② 本件工事の落札率(予定価格に占める落札価格の割合)は、このところ低水準の物件が継続していた。



問1 落札価格の低落防止

入札参加業者の行為(コマ③・④)について、独占禁止法上問題がなければ「○」、問題があれば「×」で回答してください。

- ③ 本件工事の入札参加資格を有する工事業者は、落札価格の低落防止策を話し合い、あらかじめ各物件の最低金額を決定し、入札参加業者は、同金額以上の価格で応札することで合意した。



- ④ 本件工事の入札参加業者は、合意以降の本件工事の入札物件において、あらかじめ決定した最低金額以上の価格で応札した。

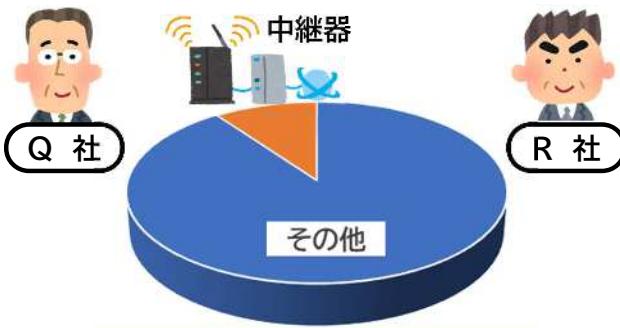


問1 落札価格の低落防止…【解答】

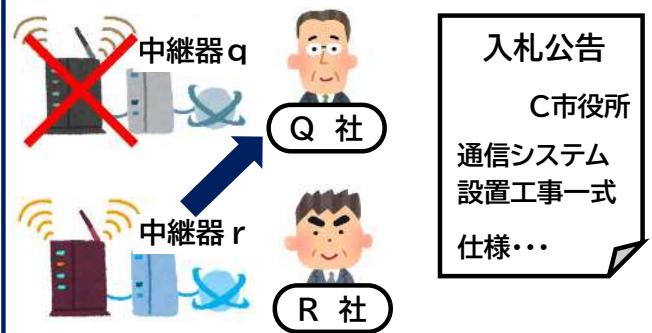
問2 競合他社からの調達

Q社の行為(コマ④)について、独占禁止法上問題がなければ「○」、問題があれば「×」で回答してください。

- ① 通信システム工事業者であるQ社とR社は、それぞれ、通信システム用の中継器を製造しているところ、通信システム全体の設置費用に占める中継器の費用の割合は高くなかった。



- ② C市から通信システム設置工事の入札が公示され、Q社とR社は、それぞれが入札に参加することとしていたが、Q社は、中継器 q がC市の仕様に対応していなかったため、R社から中継器 r を調達する必要があった。



56

問2 競合他社からの調達

Q社の行為(コマ④)について、独占禁止法上問題がなければ「○」、問題があれば「×」で回答してください。

- ③ 入札参加者が他社から機器を調達する予定の場合には、調達相手が発行した納品の確約書を事前にC市へ提出する必要があった。



- ④ Q社は、中継器 r の調達だけであり、他の機器や設置費用、応札価格等については、R社と一切情報交換せず、独自の積算によって応札するため問題はないと考え、中継器 r について、R社との間で調達条件を決定し、納品の確約書も入手した上で入札に臨んだ。



57



御清聴いただきありがとうございました。

公正取引委員会事務総局九州事務所の相談窓口

- ◎ 独占禁止法等に関する一般的な相談…092-431-5881(総務課)
- ◎ 事業者・団体が行おうとする事業活動…092-431-5882(〃 経済係)
- ◎ 優越的地位の濫用について………092-431-6031(取引課)
- ◎ 中小受託取引適正化について………092-431-6032(取適課)
- ◎ フリーランス法について………092-437-2756(フリーランス担当)

URL:http://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/index.html